

高槻市準用河川占用料徴収条例 別表

種別	占用料
流水の占用	毎秒1立法メートルにつき110円
土地の占用	高槻市道路占用料徴収条例（昭和43年高槻市条例第16号）別表に定める額

備考

流水の占用に係る容積を計算する場合において、1立法メートルに満たない端数があるとき又はその全容量が1立法メートルに満たないときは、1立法メートルとする。